



青森県報

第二千五百十号

平成十四年七月二十二日(月曜日)

目次

訓令

青森県職員研修規程を廃止する訓令……………(人事課) ……一

告示

都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……一

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課) ……二

右 同……………(同) ……二

公告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(文化・スポーツ振興課) ……二

貸金業者の登録の取消し……………(商工政策課) ……二

土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……三

建設業者の許可の取消し……………(八戸県土整備事務所) ……三

出先機関

道路の位置の指定……………(むつ県土整備事務所) ……三

右 同……………(同) ……三

訓

令

青森県訓令甲第三十九号

庁中一般
各出先機関

青森県職員研修規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十四年七月二十二日

青森県知事 木村守男

青森県職員研修規程を廃止する訓令

青森県職員研修規程(昭和三十七年四月青森県訓令甲第十三号)は、廃止する。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

告

示

青森県告示第三百五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、十和田都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十四年七月十五日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年七月二十二日

青森県知事 木村守男

一 施行者の名称

十和田市

二 都市計画事業の種類

十和田都市計画下水道事業（十和田市公共下水道）

三 事業施行期間

昭和四十八年十月二十九日から平成十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十二年三月一日青森県告示第四百四十六号）

の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十二年三月一日青森県告示第四百四十六号）

の事業地に、十和田市ひがしの二丁目、ひがしの二丁目、一本沢二丁目、一本沢二丁目、大字赤沼字下平及び大字相坂字白上を加える。

青森県告示第三百五十四号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十四年七月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

第一号の表中

株式会社北日本銀行浪館支店

青森市大字西滝

を削る。

青森県告示第三百五十五号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十四年八月一日から施行する。

平成十四年七月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

第一号の表中

いたやなぎ農業協同組合板柳支所

北津軽郡板柳町大字福野田

を削る。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年七月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあつた年月日

平成十四年七月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岩木山自然学校

三 代表者の氏名

高田 敏幸

四 主たる事務所の所在地

中津軽郡岩木町大字常盤野字黒森一二の五

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県民を中心とした国内外の人々に対して、幅広く環境教育に関する事業を行い、青森県内及び国内の自然環境保全と人材育成に寄与する事を目的とする。

貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消したので、同法第四十一条の規定により公告する。

平成十四年七月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号 エンシヨップ大栄
- 二 氏名 大水猛
- 三 主たる営業所の所在地 青森市古川二丁目一三の一八
- 四 登録番号 青森県知事(一)第〇一五三五号
- 五 登録年月日 平成十三年八月十三日
- 六 登録の取消しの年月日 平成十四年七月十五日
- 七 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項第一号

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、浅瀬石川土地改良区の定款の変更を平成十四年七月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年七月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年七月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 有限会社菅原建設
- 二 代表者の氏名 菅原 順雄
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字上野字高岩一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一)第一二九四二号
- 五 取消年月日 平成十四年七月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、管、ほ装、造園工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成十四年七月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

むつ県土整備事務所告示第三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月二十二日

むつ県土整備事務所長 石 井 博 雄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市大平町四四三の一及び四四三の三	四五・八八メートル	六・〇五メートル	平成十四年七月二十八日

むつ県土整備事務所告示第四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月二十二日

むつ県土整備事務所長 石 井 博 雄

むつ市旭町二七〇の九	位 置
ル四一・三三メートル	延 長
六・一〇メートル	幅 員
平成 一四・七・二〇	指 定 年 月 日

青 森 県 青森市長島二丁目一番一号	発 行 所 ・ 発 行 人
青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印 刷 所 ・ 販 売 人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭